

甲賀市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公園施設について、施設の用途を廃止等するため、甲賀市公園条例の一部を改正しようとするものです。

併せて、「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」に基づき使用料を改定するため、甲賀市公園条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 甲賀市伴谷総合運動公園、甲賀市岩上総合運動公園及び甲賀市柏木ふれあい運動公園内の「野球場」、甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ内の「炊事施設」及び「サイクルポート」、甲賀市大河原緑地広場、矢川橋 柚川河川公園の利用時間を削ります。また、あいの森ふれあい公園青土ダムエコーバレイの閉園日を改めます。

【別表第1、別表第2及び別表第3関係】

(2) 使用料を「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」に基づく料金設定に改め、営利利用において入場料を徴収する場合、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として加算することとします。

【別表第4関係】

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。また、改正後の使用料は、この条例の施行の日以後に納付される使用料から適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例によることとします。

【付則関係】